

令和5年12月12日

北名古屋市シルバー人材センター事務局

行事予定

○12月22日(金) 第6回理事会が開催され、議題は職員給与規程の一部改正について、協議・報告事項は会員の入会、独自事業の実績、月別事業実績、令和6年度理事及び監事候補、新年安全祈願の開催、中間監査の結果等について協議されます。

「女性部会」12/22(金) お休みします

「喫茶もえの丘」12/29(金)～1/3(水) お休みします

行事報告・その他

○11月21日(火) 県シ連主催の令和5年度会長会議・トップセミナーが、ウインクあいちで開催され、センターの発展に向けた会長・事務局長の役割等、令和5年度都道府県シルバー連合会長会議の報告を受けました。

(海川会長・大西事務局長出席)

○11月24日(金) 会員互助会の「歩け歩けの集い」が開催されました。会員の健康維持、体力向上及び親睦を深める目的で、西区の昭和レトロな街並みの四間道街道と円頓寺商店街の約4.5kmを47名で散策をしました。

10月号に同封した**「会員紹介カード」を使って会員を紹介してください。**

10月・11月の2か月で、6名の方が会員紹介カードで入会されました。ご協力ありがとうございました。引き続き「会員紹介カード」を使ってのご紹介をお願いします。①現会員さんが、「会員紹介カード」を事務局へ提出 ②入会希望者が説明会へ出席 ③会員登録書類を提出 ④会員となる ⑤紹介した現会員さんへ粗品を進呈。

- 目標
- ① 『楽しいシルバーをつくりましょう』
 - ② 『発注者に喜ばれる仕事をしましょう』

年末年始の事務局業務

☆ 12月29日(金)から1月3日(水)まで休みです。

※12月分の就業報告書については、**12月28日(木)**までに

事務局へ期限厳守で提出して頂きますようお願いいたします。

※年内に間に合わない場合は、**1月4日(木)必着**でお願いいたします。

安全就業についてのお願い

年末にかけて、気ぜわしくなりますので一層の安全就業を心がけてください。

就業中、発注者又は第三者の身体若しくは財物に損害を与えたときは、事故の抑止を図るために、会員は賠償額の10%を負担(ペナルティ)するものとし、その限度額は、10,000円とする。賠償責任保険・自動車賠償保険で担保できない賠償は、会員が負うものとする。(会員就業規約)

シルバーの就業中および途上(就業の行き帰り)の事故については、シルバー保険(損害賠償・傷害)及び自動車任意保険をかけていますが、保険で担保されない場合は、原因者の会員に負っていただきます。また、損害を与えた会員は、賠償額の10%(限度額10,000円)を負担していただきます。十分ご注意ください。

☆11月の事業状況☆

1. 会員動向 [11月の入会者 7人:退会者 0人]

男性	336人	女性	327人	合計	663人
----	------	----	------	----	------

2. 配分金額(単位:千円)

	当月	前年同月	増減
事業所	4,842	4,668	174
公共	8,577	8,235	342
一般家庭	5,854	6,366	△ 512
独自事業	405	414	△ 9
合計	19,678	19,683	△ 5

3. 受注件数(単位:件)

当月	前年同月
33	40
15	18
323	401
1	1
372	460

自転車損害賠償責任保険等への加入が義務となりました
自転車を利用するときは、ヘルメットを着用しましょう
日没時間が早い時期です。交通事故に気をつけましょう